

令和5年度第2回 公園部会 議事概要

- 1 日 時 令和5年8月25日(金) 午前11時00分から午前11時45分まで
- 2 会 場 ときわ会館5階 小ホール
- 3 出席者 (委員) 涌井 雅之部会長、町田 誠委員、黒田 典子委員、
関根 ゆり委員、本多 建雄委員、麻生 和彦委員
(所管課) 都市公園課
(事務局) 都市総務課
(オブザーバー) 西岡 康一都市局理事、佐野都市戦略本部長(公募対象公園
施設設置等予定者選定委員会委員)
- 4 欠席者 篠崎 靖夫委員

5 諮問内容と答申結果

選考方法(案)について諮問を受け、次のとおり答申した。(6 議事要旨を参照)

施設名称	施設数	施設種別	募集方法	指定期間
(仮称)岩槻南部新和西地区近隣公園、浦和美園4丁目公園	2	公園施設	非公募	令和9年4月1日～ 令和29年3月31日

6 議事要旨

議題 (仮称)岩槻南部新和西地区近隣公園等の指定管理者の選考方法案について

<説明>

所管課から、選考方法案の内容について説明。

■設置条例名・設置目的

- ・さいたま市都市公園条例
- ・住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等のレクリエーションの場として、また、都市の自然環境の保全、改善、都市景観の向上を図るとともに、明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的として設置された公園である。

■施設概要

所在地:さいたま市岩槻区美園東1丁目4ほか

規模:13,326.71 m²(新和西)

12,997.20 m²(美園4)

主な施設:都市公園法の公募設置管理制度(Park-PFI)による公募提案により決定予定

■業務内容

維持管理業務、運営管理業務

■指定期間

令和9年4月1日から令和29年3月31日まで(20年間)

■募集方法

非公募

■申請資格要件

- ・業務を円滑に遂行できる安定かつ健全な財務能力を有すること
- ・業務を遂行するために必要不可欠な資格を有していること
- ・都市公園の維持管理の実績があること
- ・個人情報保護及び情報公開について市の施策に準じた措置が講じられること
- ・本市情報セキュリティポリシーに合意し、遵守できる体制であること

■選定基準

さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条第1項各号に掲げる基準に基づき審査項目を設定。

- ・市の方針を踏まえるとともに、市民の平等な利用が確保できるものであること
- ・施設の効用を最大限に発揮させ、市民サービスの向上がはかれるものであること
- ・経費縮減が図られるとともに、安定して管理を行う能力を有するものであること

■利用料金制

なし

■指定管理料(上限額)

13,425千円／年

■スケジュール

審査選定委員会(候補者の選定):令和6年2月下旬頃

<質疑等>

- 事業者にてできるだけ創造的な仕事をしてもらいたいので、自主事業に関する市側の対応については、なるべく柔軟に行ってほしい。
- Q 公園のエネルギー源について、GXを踏まえて再生エネルギー等を持ち込むべきと考えるが、どのように考えているか。
- A 再生可能エネルギーや公園で使用する電気を公園で賄うようなシステムについて、今後、検討していきたい。
- Q 制度上は2つの公園になっているが、市民から見れば新しい一体の空間なので、河川部分も含めて一体化する考え方が背景にあるとよいと思う。
- A 二つの公園について、一体で管理することで一つの公園として見えるようになってくるのではないかというコンセプトになっている。ネーミングについても今後一つの公園にする方向で考えていきたい。
- Q ボール遊び等について、今回の対象公園ではどのように考えているか。
- A 応募者が提案の中でこのエリアではボール遊びをしてもよい、というものであればそれを否定することはしない。ただし、それが近隣の住宅に迷惑を掛けてしまうようなことが起これば、その際に対策を考えることになる。
- Q 河川の部分は県がやることになるのか。また、それによって、提案された内容が影響を受けることがあるか。
- A 河川管理上の条件があるので、提案をいただいた内容をもとに、埼玉県と協議したうえで作っていくことになると思う。

<結果>

(仮称)岩槻南部新和西地区近隣公園等の指定管理者の選考方法案については、諮問のあったとおりの方で選考することを適切と認める。